

# 防災訓練を実施しました！

LPガス充填所を運営している事業者は「高圧ガス保安法」に基づいて年一回『防災訓練』を実施する必要があります。当社の福山営業所では、7月4日に実施しました。

## 【想定】

充填作業中、強度の地震発生により充填された50kg容器の一部が転倒し、LPガスが噴出。LPガス遮断中に1名の負傷者が発生。

## 【内容】

- ① 「地震発生」を宣言、全員が事務所前に集合。
- ② [連絡班] は、事前に申請している消防署にLPガス噴出事故が発生した旨を電話連絡。
- ③ [処置班]：転倒容器を引き起こし防災工具による噴出ガス遮断作業を実施。  
 [消火班]：処置班の風上側で消火器を構えて出火警戒を実施。  
 [検知班]：ガス漏れ検知器を使用して風下側で周辺のガス濃度の測定を実施。  
 [散水班]：散水ポンプを作動させ、LPガスタンクへの散水を実施。  
 [警戒班]：正門前で交通規制を実施。  
 [広報班]：広報車にて周辺に対し火気使用禁止の周知を実施。  
 [救護班]：処置班のうち1名の[負傷者役]を安全な場所に移動させ救護を実施。
- ④ [処置班]の噴出ガス遮断作業が完了したら、各班は事務所前に再集合し処置完了を報告。
- ⑤ [連絡班]が消防署に処置完了を電話連絡し防災訓練は終了。  
 (以上約20分程度)



地道に訓練を行うことにより、いざというときの安全確保につながります。